

レセ電通信歯 28006 号
平成 28 年 4 月 27 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様の厚生労働省
ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

医薬品マスターが改定され、診療報酬情報提供サービスに掲載されたことに伴い、オンライン
又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）（以下「記録条件仕様」という。）
が下記のとおり変更され、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載さ
れましたのでお知らせします。

記

変更内容

記録条件仕様の「別添 ②歯又は顎単位に使用される特定薬剤（口腔用軟膏剤）」に係る一部の
医薬品について、以下のとおり変更された。

「630010038	ケナログ口腔用軟膏 0.1% (2/3 顎)	40 円→41 円」
「630010039	ケナログ口腔用軟膏 0.1% (1 顎)	60 円→61 円」
「630010045	デルゾン口腔用軟膏 0.1% (1 顎)	50 円→51 円」